

高 第 7 8 0 号
令和6年11月28日

各市町村介護保険主管課長
各広域保険者介護保険課長
(社福) 島根県社会福祉協議会会長
(特非) 島根県介護支援専門員協会会長

} 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長
(公 印 省 略)

島根県介護支援専門員登録事務実施要綱の一部改正について (通知)

本県の介護保険行政につき、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて下記のとおり改正し、令和6年12月1日から施行しますのでお知らせします。

記

1. 改正内容 介護保険法施行規則第113条の7、第113条の10、第113条の12、第113条の20、第113条の23、第113条の25の改正に伴い、申請時に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となるため、島根県介護支援専門員登録事務実施要項様式第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号の提出時に個人番号を記入した様式第10号及び添付書類を添付するよう変更します。
2. 改正箇所 (1) 条文 「様式第10号」の提出が必要となる旨を該当箇所に追記
(2) 一部改正となる様式 様式第1号「介護支援専門員登録申請書」
様式第2号「介護支援専門員登録移転申請書」
様式第3号「介護支援専門員登録事項変更届出書」
様式第6号「介護支援専門員証交付申請書」
様式第7号「介護支援専門員証書換交付申請書」
様式第8号「介護支援専門員証再交付申請書」
様式第9号「介護支援専門員証更新申請書」
(3) 新設する様式 様式第10号「個人番号保管票」
- 3 補 足 島根県ホームページに改正後の要綱及び様式を掲載しております。
<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigozinnzaikakuho/caremana/>

【お問い合わせ先】

島根県健康福祉部高齢者福祉課
高齢社会支援係 植田
T E L : 0852-22-6522